

照明設備改修工事特記仕様書

1. 設計図書の適用

照明設備の改修は、以下の設計図書を適用する。なお、内容に不一致がある場合の優先順位は以下による。

- (1) 本仕様書
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準（令和6年版）
- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）
- (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）
- (5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）
- (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事監理指針（令和4年版）

2. 機器選定

既存照明設備の性能が上記設計図書に定める基準よりも高い場合、その性能以上を担保できる照明設備に改修する。

3. 照度計算

施工前に改修後の照明設備の照度計算書を提出し、本市職員の承諾を得る。改修前の照明設備の照度計算書も作成可能な場合、それも提出する。

照度計算書に記載する項目は次の通りとする（全数対象、同形状エリアは代表1ヶ所でも可）。

- 照度分布
- 計算面高さにおける平均照度、最小照度及び最大照度
- 使用する照明器具の品名もしくは品番
- 計算上の器具取付け高さ
- 計算上の点灯台数
- 保守率
- 床、天井及び壁の反射率

4. PCB の含有確認

撤去する安定器等のPCB含有の有無を速やかに確認し、その結果を調書（機器型式、数量、確認方法、結果の一覧、根拠資料等で構成）にまとめ、構外搬出前に本市職員に提出し確認を受ける。PCB含有が判明した安定器等は構外搬出せず、関係法令を遵守し適切に取扱い、適切な容器に収め、本市の指定する場所に整理・集積する。また、上記調書に記載の事項以外で、本市環境局への届出に必要な事項があれば、調査のうえ、本市に情報を提供する。

5. 試験設置

施工前に、一部の場所で試験的に照明器具への改修を実施してもよい。その場合、改修前後の照度分布及び消費電力をそれぞれ測定し、改修前後の比較結果を報告書として提出する。照度分布及び消費電力等の性能が提案内容よりも大幅に低いと本市が認めた場合、機器選定を見直す。